

貨物自動車運送事業者に対する支援金の申請受付を開始します

産 業 振 興 部
商 工 振 興 課

直 通 9 3 4 - 4 7 4 8

原油価格の高騰に伴い燃料費負担が増加している貨物自動車運送事業者に対して、支援金を交付します。

■概要等

安定した物流による地域経済の健全化を図ることを目的として、原油価格の高騰に伴い、燃料費負担が増加している貨物自動車運送事業者に対し、支援金を交付します。

<対象事業者>

市内に本店、支店等があり、貨物自動車運送事業を営む事業者

<支援金の額>

対象事業者が使用し、市内に使用の本拠の位置がある事業用車両について、以下の表により算出（被けん引自動車は除く）

区 分	事業用車両当たりの 交付額	1事業者当たりの 上限台数
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業	50,000 円／台	50 台
貨物軽自動車運送事業	30,000 円／台	20 台

※1事業者あたりの支援金額の上限は 250 万円とする。

■申請方法等

<申請受付期間> 令和 4年 10月 27日(木)～令和 4年 12月 26日(月)

<申請方法> 郵送又は電子申請による

■問合せ等

沼津市産業振興部商工振興課 商工係

電 話 055-934-4748

E-Mail syouko@city.numazu.lg.jp

沼津市貨物自動車運送事業者支援金

▶申請できる方

沼津市内に本店、営業所等がある貨物自動車運送事業者の方

※ただし、以下の条件を満たす必要があります

- ・令和4年10月1日以前から、市内に本店、営業所等があり、交付申請日時点で貨物自動車運送事業を継続していること
- ・交付申請日時点において、納期が到来した市税を完納していること
- ・沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

▶交付対象車両

次の条件をすべて満たす車両（被けん引自動車を除く）

- ・申請者が貨物自動車運送業のために使用していること
- ・営業ナンバー（緑地・黒地ナンバー）を取得していること
- ・車検証の使用の本拠の位置が沼津市内であること



▶支援金額

	区 分	交 付 額	上 限 台 数
緑地ナンバー	一般（特定）貨物自動車運送事業	5万円/1台	50台
黒地ナンバー	貨物軽自動車運送事業	3万円/1台	20台

※各区分の上限額に関わらず、1事業者あたりの交付上限額は250万円です

▶申請方法

郵送又は電子申請

※様式のダウンロードや電子申請フォーム等の詳細は沼津市ホームページをご確認ください。

▶申請期間

令和4年10月27日(木) から 12月26日(月) まで

※郵送の場合は必着



沼津市ホームページ

お問い合わせ・提出先

〒410-8601
沼津市御幸町16-1（沼津市役所5階）
沼津市 産業振興部 商工振興課 商工係

TEL 055-934-4748
8:30~17:15（土・日・祝日除く）
syouko@city.numazu.lg.jp

▶必要書類

<p>指定申請様式</p>	<p><u>交付申請書兼請求書（第1号様式）★</u> <u>誓約書（第2号様式）★</u> <u>交付対象車両一覧（第3号様式）</u> ※沼津市ホームページからダウンロード、または窓口で受領してください 電子申請の場合、「★」の書類は作成不要（電子申請のフォームで入力）</p>
<p>交付対象事業者であることを確認するための書類</p>	<p>○<u>一般（又は特定）貨物自動車運送事業（次のいずれかの写し）</u> ・一般（又は特定）貨物自動車運送事業計画書 ・貨物自動車運送事業の許可書、更新許可書 ・運輸局への許可申請書等 ・その他、以上のものに準ずると市長が認める書類</p> <p>○<u>貨物軽自動車運送事業（次のいずれかの写し）</u> ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・貨物軽自動車運送事業経営変更届出書 ・その他以上に準ずるものとして市長が認める書類</p>
<p>交付対象車両台数を証明する書類</p>	<p><u>交付対象車両の車検証の写し（最新のもの）</u> ※申請する自動車すべての車検証が必要です</p>
<p>振込先口座情報を確認する書類</p>	<p><u>振込先口座情報が分かる書類</u> ※金融機関名、支店名、口座名義（カナ）、口座番号、預金種別が分かるように添付してください</p>
<p>沼津市に営業実態があることが確認できる書類</p>	<p><u>以下のいずれかの書類</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度確定申告書の写し 【法人】法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書の写し 【個人】所得税確定申告書Bの第一表、第二表 （青色申告の方）青色申告決算書 （白色申告の方）収支内訳書 ・法人登記簿の写し（3か月以内に発行されたもの） ・公共料金の請求書等の写し（申請者名義であるもの） ・その他事業実態が確認できるもの
<p>提出書類 チェックシート</p>	<p>※沼津市ホームページからダウンロード、または窓口で受領してください</p>

▶その他 詳細等につきましては、沼津市ホームページをご参照ください